

愛知県長良川河口堰最適運用検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 県民にとって最適な長良川河口堰の運用のあり方について、専門的見地からの知見を充実するため、愛知県長良川河口堰最適運用検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(構成)

第2条 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

2 委員は、任期を1年とし、毎年度、委嘱する。

(座長等)

第3条 委員会に座長及び副座長を置く。

2 座長は委員会を統括する。

3 座長に事故あるときは、副座長が委員会を統括する。

4 座長は、委員以外の者をオブザーバーとして専門部会に参加させることができる。また、座長は、必要と認めるときは、委員以外の者の部会への出席を求めることができる。

5 委員会は、検討項目ごとに検討チームを設置することができる。

6 検討チームに属する委員及びオブザーバー並びに検討チームの運営の方法は、委員会において別に定める。

(所掌事務)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 専門的見地からの知見の集約・整理

(2) 長良川河口堰庁内検討チームとの意見交換

(3) その他委員会の運営に必要な事項

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、愛知県建設局水資源課において処理する。

(附則)

この要綱は、平成24年5月14日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年8月31日から施行する。

この要綱は、平成28年2月22日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年5月18日から施行する。

この要綱は、平成30年5月8日から施行する。

この要綱は、令和元年7月31日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年7月26日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

委 員 名 簿			
座 長	小島 敏郎	—	愛知県政策顧問 元 青山学院大学国際政治経済学部 教授
副座長	鈴木 輝明	環境・水産資源チーム	名城大学大学院総合学術研究科 特任教授
委 員	伊藤 達也	統合水資源管理チーム	法政大学文学部 教授
委 員	今本 博健	防災・流域治水チーム	京都大学 名誉教授
委 員	蔵治 光一郎	防災・流域治水チーム	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授
委 員	富樫 幸一	統合水資源管理チーム	岐阜大学 名誉教授
委 員	藤井 智康	環境・水産資源チーム	奈良教育大学理科教育講座 教授
委 員	向井 貴彦	環境・水産資源チーム	岐阜大学地域科学部 教授
委 員	武藤 仁	統合水資源管理チーム	長良川市民学習会事務局長
委 員	新村 安雄	環境・水産資源チーム	環境コンサルタント・映像クリエイター
オブザーバー	中村 晋一郎	防災・流域治水チーム	名古屋大学大学院工学研究科 准教授
オブザーバー	蒲 敏哉	統合水資源管理チーム	岩手県立大学総合政策学部 教授